

# 熊谷市テニス協会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、名称を熊谷市テニス協会と称する。  
第 2 条 本会は、熊谷市及びその周辺に於ける団体、個人並びに学校テニス部をもって組織する。  
第 3 条 本会は、事務局を熊谷市内に置く。  
第 4 条 本会は、テニスを通じて会員相互の啓発と親睦を図るとともに、心身の健全なる育成並びにスポーツマン精神を養うことを目的とする。  
第 5 条 本会に入会するには、入会金及び登録料を納入し、理事会の承認を得て加入するものとする。

## 第 2 章 事 業

- 第 6 条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) テニスの普及、発展及び指導者の奨励、育成  
(2) テニス競技会、予選会の起案及び実施  
(3) 講習会、講演会、練習会等テニスに関する行事の斡旋助成  
(4) テニス施設の普及改善並びに助成  
(5) 他競技団体との連絡協調  
(6) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 役員及び機関

- 第 7 条 本会に次の役員を置く  
会長1名、顧問若干名、副会長若干名、理事長1名、副理事長1名、理事若干名、会計1名  
監事2名  
第 8 条 会長は、理事会の決議によってこれを推戴する。  
会長は、会務を総理し、会議の議長となる。  
第 9 条 副会長は、理事会の決議によって、会長がこれを委嘱する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。  
第 10 条 理事長は、理事会の決議によって会長が委嘱する。  
理事長は、会長を補佐し、会務を処理する。  
第 11 条 副理事長は、理事会の決議によって会長が委嘱する。  
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。  
第 12 条 理事は、理事会の決議により加入団体より推薦し、会長がこれを委嘱する。  
理事は、理事会に出席して、本会の運営に関する事項を審議し、会務を執行する。  
理事は、書面により、または代理人に委任することにより議決に参加することができる。  
第 13 条 会計は、理事会の決議によって会長がこれを委嘱する。  
会計は、本会の財務を処理する。  
第 14 条 監事は、会長がこれを委嘱する。  
監事は、本会の財務を監査する。  
第 15 条 本会に参与、名誉会長その他所属委員会を置くことができる。  
第 16 条 役員の任期は、二年とし、重任を妨げない。  
第 17 条 理事会は、会長がこれを招集し、運営並びに事業に関する事項を審議する。  
第 18 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

## 第 4 章 会 計

- 第 19 条 本会の経費は、入会金、登録料、補助金、寄附金、諸収入等によって支弁する。  
第 20 条 本会の入会金、登録料の徴収については、別にこれを定める。

- 第21条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。  
第22条 本会の予算は、理事会で審議し、決算は監事の監査を経てから総会に報告しその承認を得る。

## 第5章 総 会

- 第23条 定時総会は、総則第2条の代表者及び個人を招集し、毎年1回年度末に開催、次の議題を審議する。
- (1) 年度の事業報告及び会計報告
  - (2) 次年度の事業計画及び予算
  - (3) 規約の改廃
  - (4) 役員承認
  - (5) その他本会運営上必要な事項
- 第24条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は三分の一以上の加入団体、個人からの要請のあったとき、随時これを招集する。
- 第25条 総会は、会長が招集し、その目的・日時及び場所を10日前までに、テニス協会ホームページにて通知する。
- 第26条 (1) 総会は、総則第2条の代表者及び個人の過半数をもって成立する。  
(2) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。  
可否同数のときは、議長がこれを決する。

## 第6章 資格の喪失

- 第27条 次の場合は、理事会の承認又は決議により加入団体又は会員の資格を失う。
- (1) 加入団体又は本人より脱退の申し出があったとき。
  - (2) 登録料納入不履行のとき
  - (3) 本会の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき。
  - (4) 本規約に反する行為があったとき。

## 第7章 付 則

- 第28条 本規約の執行に必要な細則は、理事会で別に定める。  
第29条 本規約の改正は、理事会の承認を要する。
- 昭和49年11月1日 制定  
平成4年12月15日 改正(名称の変更)  
平成14年2月22日 改正(2、3、5、7、14、17、18、20、21条)  
平成15年1月19日 総会の規定、規定に伴う章・条の変更  
平成17年2月18日 改正(23条)  
平成21年3月 改正(19条)  
平成25年4月1日 改正(1、4、6、10、19、21条)  
令和3年3月14日 改正(7、11、20、26条)